



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月13日
第546号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課)	1
※滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課)	1
※滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則の一部を改正する規則 (イノベーション推進課)	2
○ 告 示	
※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正 (中小企業支援課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	2
滋賀県営住宅滞納家賃の収納事務の委託 (住宅課)	3
地方自治法に基づく指定納付受託者の指定 (管理課)	3
○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課)	3
令和6年度砂利採取業務主任者試験実施公告 (イノベーション推進課)	3
県営土地改良事業計画決定公告 (耕地課)	4
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (耕地課)	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	5
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖東)	5
○ 教育委員会告示	
令和7年度滋賀県立特別支援学校幼稚園および高等部入学者選考要項 (特別支援教育課)	6
令和7年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項 (特別支援教育課)	10

規 則

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第51号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則 (昭和53年滋賀県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1号を加える。

- (4) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による納付の委託を受けた使用料または手数料を納付させるとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第52号

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県警察関係手数料収入証紙規則(昭和37年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による納付の委託を受けた警察関係手数料を納付させるとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第53号

滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則(昭和35年滋賀県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による納付の委託を受けた手数料を納付させるとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第291号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第5項の表融資限度額の欄中「(平成25年法律第98号)第2条第29項第1号」を「第2条第31項第1号」に改める。

付 則

この告示は、令和6年9月13日から施行する。

滋賀県告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Physician Name, Designation Date. Row 1: ユタカ薬局野洲, 野洲市富波乙828番地, 薬局, 横 関 亮, 令和6.8.5

滋賀県告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

Table with 6 columns: Medical Type, Name, Location, Medical Type, Physician Name, Designation Date. Row 1: 自立支援医療の種類, 名称, 所在地, 医療の種類, 医師等の氏名, 指定年月日. Row 2: 育成医療・更生医療, ユタカ薬局野洲, 野洲市富波乙828番地, 薬局, 横 関 亮, 令和6.8.5

滋賀県告示第294号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県営住宅滞納家賃の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都中央区日本橋三丁目9番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県営住宅滞納家賃収納事務
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和6年8月16日

滋賀県告示第295号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の住所 または事務所の所在地	指定年月日	指定納付受託者が行う納付 事務に係る歳入等の種類
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	東京都品川区西五反田七丁目7番7号	令和6.9.6	使用料および手数料

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー湖南店 湖南市中央一丁目39番1 ほか19筆
- 2 意見の概要 湖南市からの意見
 - (1) 湖南市生活環境保全条例(平成18年湖南市条例第25号)に規定された生活環境影響事業に該当しますので、設置する設備等が決定されたら環境政策課と事前協議をしてください。
 - (2) 作業中は騒音、振動および粉塵の飛散等、周辺地域に対して迷惑が掛からないよう周知を徹底してください。
 - (3) 特定建設作業を実施する場合は、遅延なく届出を行い、周辺住民への周知を徹底してください。
 - (4) 騒音、振動等の特定施設を設置する場合は届出をしてください。
 - (5) 万一苦情が発生した場合は、誠意をもって対応をしてください。
 - (6) 廃棄物は、法律に基づき適正に保管し処分するとともに、排出抑制および資源化を行い焼却ごみの削減に努めてください。
 - (7) 環境保全協定の締結をご検討ください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 湖南市環境経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 令和6年9月13日から令和6年10月15日まで

令和6年度砂利採取業務主任者試験実施公告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 試験日時 令和6年11月8日(金)午前10時から正午まで
- 試験場所 滋賀県庁北新館5-B会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 試験科目
 - 砂利の採取に関する法令
 - 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)
- 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)および技術問題15問(7問の必須問題および8問から3問を選択して解答する選択問題)とする。
- 願書配布 令和6年9月25日(水)から滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課および各滋賀県合同庁舎(滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係)で配布する。
※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104051.html>)。
- 願書受付期間 令和6年9月25日(水)から令和6年10月24日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、令和6年10月24日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける(簡易書留とし、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書すること。)
なお、令和6年11月1日(金)までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。
- 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3793
- 提出書類
 - 受験願書 1通
 - 受験整理票 1通
写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの正面上半身脱帽時の写真を貼付すること(写真の裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記載すること。)
 - 受験票 1通
住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、85円切手を貼付して提出すること。
※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること。
- 受験手数料 9,000円
滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 合格発表 令和6年11月29日(金)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営加茂地区土地改良事業(農地防災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))に係る土地改良事業計画を令和6年8月29日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営加茂地区土地改良事業(農地防災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および近江八幡市産業経済部農村整備課
- 縦覧期間 令和6年9月13日から令和6年10月16日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年10月31日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営野村地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法

(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営野村地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和6年9月13日から令和6年10月16日まで
- 3 縦覧場所 長浜市役所産業観光部田園整備課
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課 〒526-0033 長浜市平方町1152-2

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東京都新宿区四谷二丁目9番地15東京ユナイテッド総合事務所内 合同会社ニューツーリズム・トリップベース3号 代表社員 一般社団法人ニューツーリズム・トリップベース職務執行者 森田威	蒲生郡竜王町大字山之上 6529番1、6530番、6532番の一部、6533番1、6533番2、6534番の一部、6552番の一部	3,769.81㎡	令和6.9.4	6583

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第16号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があつた。

令和6年9月13日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
URBAN STUDIOゆるりは平田	彦根市平田町409-1	有限会社セイファ 代表取締役 吉井大祐	長浜市八幡東町308-4	通所介護	2570201638	令和6.8.31

教育委員会告示

滋賀県教育委員会告示第7号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)第11条の7の規定に基づき、令和7年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項を次のとおり定める。

令和6年9月13日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

令和7年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項

令和7年度滋賀県立特別支援学校(以下「県立特別支援学校」という。)幼稚部および高等部の出願資格および通学区域その他の要件ならびに入学者の選考については、この要項の定めるところによる。

なお、滋賀県立特別支援学校高等部分教室(以下「県立特別支援学校分教室」という。)および滋賀県立高等養護学校の入学者の選考については、別に定める。

- 1 募集および選考を実施する学校 入学者の募集および選考を行うのは、次の(1)の表に掲げる県立特別支援学校幼稚部および(2)の表に掲げる県立特別支援学校高等部の各科および学科とする。募集定員は、別に定める。

(1) 幼稚部

学 校 名
滋 賀 県 立 盲 学 校
滋 賀 県 立 聾 話 学 校

(2) 高等部

学 校 名	科 名 お よ び 学 科 名
滋 賀 県 立 盲 学 校	普 通 科
	保 健 理 療 科
	専 攻 科 保 健 理 療 科
	専 攻 科 理 療 科
滋 賀 県 立 聾 話 学 校	普 通 科
	情 報 印 刷 科
	産 業 技 術 科
滋 賀 県 立 北 大 津 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 鳥 居 本 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 長 浜 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 草 津 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 野 洲 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 三 雲 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 新 旭 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 八 日 市 養 護 学 校	普 通 科
滋 賀 県 立 甲 良 養 護 学 校	普 通 科

- 2 出願資格および通学区域その他の要件 県立特別支援学校に入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「県立学校管理運営等規則」という。)第11条第3項の規定に基づき、次に掲げる出願資格および通学区域その他の要件を満たすときに出席することができる。

ただし、通学区域その他の要件を満たさない志願者(以下「特別志願者」という。)は、県立学校管理運営等規則第11条の4の規定に基づく許可(以下「特別出願許可」という。)を受けた者に限って、出席することができる。特別出願許可を受けようとする者は、令和7年2月7日(金)までに滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課(大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4643)(以下「特別支援教育課」という。)へ申請しなければならない。

(1) 出願資格

ア 幼稚部 次のいずれかに該当する者

- (7) 滋賀県立盲学校については、平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者で、視覚障害の特別支援学校で学習することが適当であると認められるもの
- (4) 滋賀県立聾話学校については、平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者で、聴覚障害の

特別支援学校で学習することが適当であると認められるもの

イ 高等部 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次の(7)、(イ)のいずれかに該当し、(ウ)の表に掲げる出願を希望する学校の対象障害種別に該当すると認められるもの。ただし、滋賀県立盲学校高等部専攻科保健医療科および専攻科理療科にあっては、特別支援学校高等部もしくは高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)を卒業した者(令和7年3月に卒業する見込みの者を含む。)またはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者

(7) 令和7年3月に特別支援学校中学部もしくは中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)(以下これらを「中学校等」という。)を卒業(修了を含む。以下同じ。)する見込みの者または中学校等を卒業した者

(イ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

(ウ) 対象障害種別

学 校 名	対 象 障 害 種 別
滋賀県立盲学校	視 覚 障 害
滋賀県立聾話学校	聴 覚 障 害
滋賀県立北大津養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由
滋賀県立鳥居本養護学校	病 弱
滋賀県立長浜養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由
滋賀県立草津養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由
滋賀県立野洲養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由
滋賀県立三雲養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由
滋賀県立新旭養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由
滋賀県立八日市養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由
滋賀県立甲良養護学校	知 的 障 害 肢 体 不 自 由

(2) 通学区域その他の要件 志願者は、次の表の幼稚部および高等部の欄に掲げる通学区域内に在住する場合、または同欄に指定する要件に該当する場合に、その志望する県立特別支援学校に出願することができる。

学 校 名	幼 稚 部	高 等 部
滋賀県立盲学校	全県	全県
滋賀県立聾話学校	全県	全県
滋賀県立北大津養護学校		大津市(大津市立打出中学校区以北に限る。)
滋賀県立鳥居本養護学校		児童心理治療施設さざなみ学園に入園していること。
滋賀県立長浜養護学校		長浜市(旧西浅井町は、通学調整区とする。) 米原市
滋賀県立草津養護学校		大津市(滋賀県立北大津養護学校の通学区域を除く。) 草津市
滋賀県立野洲養護学校		近江八幡市(旧安土町を除く。) 守山市 栗東市 野洲市 蒲生郡竜王町
滋賀県立三雲養護学校		甲賀市 湖南市
滋賀県立新旭養護学校		高島市 長浜市(旧西浅井町に限る。)(旧西浅井町は、通学調整区とする。)
滋賀県立八日市養護学校		近江八幡市(旧安土町に限る。) 東近江市(旧湖東町および旧愛東町を除く。) 蒲生郡日野町
滋賀県立甲良養護学校		彦根市 東近江市(旧湖東町および旧愛東町に限る。) 愛知郡 犬上郡

注1 「旧西浅井町」は通学調整区とし、滋賀県立長浜養護学校または滋賀県立新旭養護学校への通学を可能とする。

2 「旧湖東町および旧愛東町」は、平成17年2月10日現在の「湖東町および愛東町」を指す。

3 「旧西浅井町」は、平成21年12月31日現在の「伊香郡西浅井町」を指す。

4 「旧安土町」は、平成22年3月20日現在の「蒲生郡安土町」を指す。

3 出願手続

(1) 出願期間 令和7年2月12日(水)から令和7年2月18日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」扱いとし、令和7年2月12日(水)から令和7年2月17日(月)までの間の消印があるもの限り受け付ける。

(2) 受付場所

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
滋賀県立盲学校	〒522-0054 彦根市西今町800	電話 0749-22-2321
滋賀県立聾話学校	〒520-3014 栗東市川辺664	電話 077-552-1380
滋賀県立北大津養護学校	〒520-0353 大津市伊香立向在地町25	電話 077-598-3174
滋賀県立鳥居本養護学校	〒522-0004 彦根市鳥居本町1431-2	電話 0749-24-1768
滋賀県立長浜養護学校	〒526-0806 長浜市今町920	電話 0749-63-9721
滋賀県立草津養護学校	〒525-0072 草津市笠山八丁目3-111	電話 077-566-0012
滋賀県立野洲養護学校	〒520-2301 野洲市小南588	電話 077-586-6850
滋賀県立三雲養護学校	〒520-3233 湖南市柑子袋1546	電話 0748-72-4011
滋賀県立新旭養護学校	〒520-1512 高島市新旭町太田988-6	電話 0740-25-6810
滋賀県立八日市養護学校	〒527-0086 東近江市上平木町290	電話 0748-23-1774
滋賀県立甲良養護学校	〒522-0252 犬上郡甲良町金屋1798	電話 0749-38-4880

(3) 出願書類 幼稚部への入学を志願する者の保護者および高等部を志願する者については、次の出願書類を提出するものとする。

ア 入学願書(様式特第1号)

イ 受検票(様式特第2号) 高等部を志願する者について、令和7年3月に滋賀県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、出願前3か月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦4cm、横3cm)を所定の欄に貼り、卒業した、または在学している学校の校長の割印を受けなければならない。ただし、2(イ)(イ)に該当する者については、割印は不要とする。

ウ 特別志願者にあつては、特別出願許可を受けたことを証する書類

エ その他 滋賀県立盲学校を志願する者については、眼科健康診断について滋賀県立盲学校長(以下「盲学校長」という。)の指示を受けること。

(4) 出願書類の提出

ア 幼稚部 幼稚部への入学を志願する者の保護者は、(3)の出願書類を出願する特別支援学校長(以下「出願先校長」という。)に提出するものとする。

イ 高等部

(ア) 中学校に在学し、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する者または特別支援学校の中学部に在学する者で、令和7年3月に卒業する見込みのものが出願する場合は、在学する学校を経て(3)の出願書類を出願先校長に提出するものとする。

- (イ) 中学校等を卒業した者が出願する場合は、出願先校長の指示に従うこと。
- (ウ) 高等学校もしくは特別支援学校高等部に在学し、令和7年3月に卒業する見込みの者もしくは卒業した者またはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者が滋賀県立盲学校専攻科保健医療科または専攻科理療科に出願する場合は、盲学校長の指示に従うこと。
- (エ) 在学しているまたは卒業した中学校等の校長（以下「中学校長」という。）は、志願者が当該県立特別支援学校高等部を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、次の書類を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先校長に提出するものとする。なお、郵送の場合は、中学校長は、郵送した時点で出願先校長宛てに電話連絡をすること。
 - a 個人調査報告書（様式特第3号の1または様式特第3号の2）
 - (a) 中学校等を卒業した者にあつては、指導要録に準拠して記入したもの
 - (b) 令和7年3月に中学校等を卒業する見込みの者にあつては、指導要録の様式により最終学年における現況を記入したもの
 - b 受検票返信用封筒（郵送による出願の場合）
 - (a) 返信用封筒（長形3号）には基本料金に書留料金を加算した分の切手を貼り付けること。
 - (b) 中学校等を卒業した者にあつては、志願者の住所および氏名を明記すること。
 - (c) 令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、在籍する学校の住所および校長名を明記すること。

- (5) 用紙の交付 入学願書、個人調査報告書等の用紙は、各県立特別支援学校または特別支援教育課において交付する。

郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒（角形2号の封筒に、請求人の住所および氏名を明記し、郵送に必要な基本料金分の切手を貼ったもの）を同封して、出願を希望する各県立特別支援学校宛てに請求すること。

- (6) 出願書類の受付 出願先校長は、(4)により出願書類の提出を受けたときは、出願書類が整っていることを確認し、受け付け、受検番号を付した受検票を交付する。
- (7) その他 出願は、1人1校に限る。なお、公立高等学校との併願はできない。

- 4 入学許可予定者の選考および選考結果の発表 幼稚部においては、出願先校長が面接等の結果を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

高等部においては、出願先校長が面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。なお、県立特別支援学校分教室の入学許可予定者とならなかった者で、県立特別支援学校を第2志望としたものは、県立特別支援学校分教室で行われた面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として、第2志望の県立特別支援学校校長が選考を行うものとする。

- (1) 選考日時 令和7年3月5日(水)午前9時30分から
- (2) 選考場所 各出願先県立特別支援学校
- (3) 選考当日は、保護者等（やむを得ないときは、これに代わる者）が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。
- (4) 選考結果の発表 令和7年3月12日(水)に受検した各出願先県立特別支援学校において発表する。

5 追検査

- (1) 対象者 インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で選考当日に面接および学力検査等の全てを受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望するもの
- (2) 申請期日 受検希望者は、令和7年3月6日(木)の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。
- (3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する幼稚部への入学を志願する者の保護者は出願先校長に、高等部の追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て出願先校長に、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (ア) 県立特別支援学校入学選考追検査受検申請書（様式特追第1号）
- (イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの

イ 申請手続きは、各出願先県立特別支援学校で行うものとし、郵送による手続は認めない。

ウ 追検査の受検希望の報告を受けた出願先校長は、速やかに特別支援教育課に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、幼稚部の場合は出願先校長から保護者に、高等部の場合は出願先校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

(4) 入学許可予定者の選考および選考結果の発表 幼稚部においては、出願先校長が面接等の結果を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

高等部においては、出願先校長が面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。なお、県立特別支援学校分教室の入学許可予定者とならなかった者で、県立特別支援学校を第2志望としたものは、県立特別支援学校分教室で行われた面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として、第2志望の県立特別支援学校長が選考を行うものとする。

ア 選考日時 令和7年3月19日(水)午前9時30分から

イ 選考場所 各出願先県立特別支援学校

ウ 選考当日は、保護者等(やむを得ないときは、これに代わる者)が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。

エ 選考結果の発表 令和7年3月21日(金)に受検した各出願先県立特別支援学校において発表する。

6 不正出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実があることが判明したときには、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

7 その他

(1) 特別志願者および2(イ)(イ)に該当する志願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、出願先校長または滋賀県教育委員会教育長が行うものとする。

(2) 出願先校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ滋賀県教育委員会教育長の承認を受けて、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

滋賀県教育委員会告示第8号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)第11条の7の規定に基づき、令和7年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項を次のとおり定める。

令和6年9月13日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

令和7年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項

令和7年度における滋賀県立特別支援学校高等部分教室(以下「県立特別支援学校分教室」という。)の入学者の選考は、この要項の定めるところによる。

1 募集および選考を実施する学校

学 校 名	学 科 名	募集定員
滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室	普通科	16人
滋賀県立三雲養護学校石部分教室	普通科	32人

2 出願資格および通学区域 次のすべてに該当する者とする。

(1) 令和7年3月に中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)もしくは特別支援学校中学部(以下これらを「中学校等」という。)を卒業(修了を含む。以下同じ。)する見込みの者または中学校等を卒業した者

(2) 知的発達の遅滞が中度または軽度であり、日常生活および社会生活への適応の困難さが軽度である者

(3) 次の表の通学区域内に在住する者(滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)第11条の4の規定に基づく許可(以下「特別出願許可」という。)を受けた者を含む。)

学 校 名	通 学 区 域
滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室	彦根市 長浜市 近江八幡市(旧安土町に限る。) 東近江市 米原市 愛知郡 犬上郡 蒲生郡日野町(蒲生郡日野町は通学調整区とする。)
滋賀県立三雲養護学校石部分教室	大津市(粟津、北大路中学校区以南および以東に限る。) 近江八幡市(旧安土町を除く。) 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 蒲生郡竜王町 蒲生郡日野町(蒲生郡日野町は通学調整区とする。)

注1 「旧安土町」は、平成22年3月20日現在の「蒲生郡安土町」を指す。以下同じ。

2 蒲生郡日野町は通学調整区とし、滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室または滋賀県立三雲養護学校石部分教室への通学を可能とする。

3 出願に関わる留意事項 出願は、1人につき1分教室に限る。なお、公立高等学校との併願はできない。

次の表の右欄の通学区域内に在住する入学志願者（特別出願許可を受けた者を含む。以下「志願者」という。）は、4(3)アの入学願書において、第2志望として志願者の通学区域に該当する県立特別支援学校名を記入することにより、その学校を第2志望とすることができる。その選考は、令和7年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項の4に基づくものとする。

学 校 名	通 学 区 域
滋賀県立長浜養護学校	長浜市 米原市
滋賀県立草津養護学校	大津市（粟津、北大路中学校区以南および以東に限る。） 草津市
滋賀県立野洲養護学校	近江八幡市（旧安土町を除く。） 守山市 栗東市 野洲市 蒲生郡竜王町
滋賀県立三雲養護学校	甲賀市 湖南市
滋賀県立八日市養護学校	近江八幡市（旧安土町に限る。） 東近江市（旧湖東町および旧愛東町を除く。） 蒲生郡日野町
滋賀県立甲良養護学校	彦根市 東近江市（旧湖東町および旧愛東町に限る。） 愛知郡 犬上郡

注 「旧湖東町および旧愛東町」は、平成17年2月10日現在の「湖東町および愛東町」を指す。

4 出願手続

(1) 出願期間等

- ア 令和7年2月12日(水)から令和7年2月18日(火)まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。
- イ 受付時間は午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」扱いとし、令和7年2月12日(水)から令和7年2月17日(月)までの間の消印があるものに限り受け付ける。
 なお、郵送の場合は、在学しているまたは卒業した中学校等の校長（以下「中学校長」という。）は、郵送した時点で出願する分教室が所属する特別支援学校長（以下「出願先校長」という。）宛てに電話連絡をすること。
- ウ 特別出願許可を受けようとする者は、令和7年1月14日(火)までに滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）（大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4643）へ申請しなければならない。

(2) 受付場所

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室	〒521-0226 米原市朝日302	電話 0749-55-8031
滋賀県立三雲養護学校石部分教室	〒520-3112 湖南市丸山二丁目3-1	電話 0748-77-8110

(3) 出願書類 志願者は、下記アからウまでに掲げる書類を、中学校長を経て、出願先校長に提出しなければならない。

- ア 入学願書（様式特分第1号）
- イ 受検票（様式特分第2号） 令和7年3月に滋賀県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、出願前3か月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。
- ウ 滋賀県立特別支援学校特別出願に係る許可書 特別出願許可を受けようとする者は、滋賀県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の許可を受け、特別出願許可を受けたことを証する書類を添付しなければならない。
 中学校長は、志願者が当該県立特別支援学校分教室を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、下記エおよびオの書類を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先校長に提出するものとする。
- エ 個人調査報告書（様式特分第3号）
 - (ア) 中学校等を卒業した者にあつては、指導要録に準拠して記入したもの
 - (イ) 令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、指導要録の様式により最終学年における現況を記入したもの
- オ 受検票返信用封筒（郵送による出願の場合）
 - (ア) 返信用封筒（長形3号）には基本料金に書留料金を加算した分の切手を貼り付けること。

(イ) 中学校等を卒業した者にあつては、志願者の住所および氏名を明記すること。

(ウ) 令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、在籍する学校の住所および校長名を明記すること。

- (4) 用紙の交付 入学願書、個人調査報告書等の用紙は、滋賀県立長浜養護学校、滋賀県立草津養護学校、滋賀県立野洲養護学校、滋賀県立三雲養護学校、滋賀県立八日市養護学校、滋賀県立甲良養護学校および特別支援教育課において交付する。

郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒(角形2号の封筒に請求人の住所および氏名を明記し、郵送に必要な基本料金分の切手を貼ったもの)を同封して、特別支援教育課宛てに請求すること。

- (5) 出願書類の受付 出願先校長は、(3)の出願書類の提出を受けたときは、書類が整っていることを確認し受け付け、受検番号を付した受検票を交付する。

- (6) 進学相談 志願者は、障害の状況の確認、進路等についての県立特別支援学校分教室の進学相談を事前に受けるものとする。

なお、所定の進学相談を受けていない志願者にあつては、出願先校長へ令和7年1月14日(火)までに申し出なければならない。

5 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

- (1) 選考日時 令和7年3月5日(水)午前9時から

- (2) 選考場所 各出願先県立特別支援学校分教室

- (3) 選考当日は、保護者等(やむを得ないときは、これに代わる者)が同伴して、午前8時45分までに受付を済ませること。

- (4) 選考の方法 出願先校長は、面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

- (5) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和7年3月12日(水)午前9時に各出願先県立特別支援学校分教室において行うものとする。

6 追検査

- (1) 対象者 インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で選考当日に面接および学力検査等の全てを受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望するもの

- (2) 申請期日 受検希望者は、令和7年3月6日(木)の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

- (3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先校長に提出しなければならない。

(イ) 県立特別支援学校入学者選考追検査受検申請書(様式特追第1号)

(ウ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの

イ 申請手続は、各出願先県立特別支援学校分教室で行うものとし、郵送による手続は認めない。

ウ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた出願先校長は、速やかに特別支援教育課に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、出願先校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

- (4) 選考日時 令和7年3月19日(水)午前9時から

- (5) 選考場所 選考場所は、各出願先県立特別支援学校分教室とする。

- (6) 選考当日は、保護者等(やむを得ないときは、これに代わる者)が同伴して、午前8時45分までに受付を済ませること。

- (7) 選考の方法 出願先校長は面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

- (8) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和7年3月21日(金)午前9時に各出願先県立特別支援学校分教室において行うものとする。

7 不正出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実があることが判明したときには、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

8 その他

- (1) 出願先校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受けて、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

